

関する一般論は2、3)で説明したとおりである。繰り返しになるが、ポイントは2条1項および2項である。1項では内国民待遇の原則を謳い、GATT3条と同じく、同種の産品に対する内外無差別を定めている。4項では環境保護のために国際基準より厳しい規制が可能であるとしているが、2項において、不必要な貿易障害となってはならないとしている。その判断に際しては、規制を実施しない場合のリスク（環境への負荷）を考慮した上でも規制を行う必要があるかどうか、が問われる。更にリスク評価にあたっては、科学的情報や産品の意図された最終用途を考慮する（正確な文言は資料1を参照）。GATT3条は内外無差別かどうか問われたが、TBT協定2条4項では、たとえ内外無差別であっても、規制そのものの必要性（不必要な貿易障害となるかどうか）が問われるのである。

ここで再び家電リサイクル法に戻る。GATT3条との関係でこの法律が内国民待遇に違反しないであろうことは上記1)で検討の通りである。しからば、この法律は不必要な貿易障害となるであろうか。まず、この法律がない場合、廃家電は従来通り半分が直接埋め立て、残りの大部分も破碎処理後埋め立てが続けるであろう。これに対し、規制実施により5割から6割が再資源化される（不法投棄の問題、自治体ルートに流れたものの扱いなどによりこの比率は若干は変わるであろうが、大勢に影響を及ぼすようなものではない）。しかも将来的には対象品目の増加が見込まれ、環境面でのプラス効果は増大する。他方、規制を行うことによりどの程度貿易が制限されるであろうか。EUの指令草案と比較する限り、貿易制限的に働く余地は少ないと思われる。具体的には、①対象品目が4種類であること（いずれはパソコンなどへの対象の拡がりが見込まれている）、②特定物質使用禁止のような条項がないこと、③国外処理の場合、処理工場についての条件がないことである。これ以外の要素としては、指定法人の料金がメーカー主体のリサイクル工場より高い場合、或いは輸入品は構造が国産品と異なっており、リサイクルコストが高くなることなどを理由に、消費者が高いリサイクル料金を支払わねばならない場合がある。この場合、確かに規制はある程度貿易制限的である。しかし、これは環境への負荷の増大というリスクを抑制するという点を勘案すると、不必要に貿易制限的であるとは言えないと思う。

もう1点は、同じ目的を、貿易に対する影響のより少ない別の政策手法により、達成できる可能性の有無である。生産者等のテークバックとリサイクル義務の組み合わせによるリサイクル率向上の観点から見て、EPRを超える手法はなかなか見つからないであろう。

以上、わが国の家電リサイクル法と貿易の関係を検討してきた。これまでの議論から、この法律がGATT/TBT協定違反とされる可能性は極めて低いと思われる。しかし、輸入品の処理費用が極端に高くなるような事態となれば、状況は変わる。EPRは自治体が処理責任を負う一般廃棄物を対象とした政策手法である。しかし、当該商品のライフサイクル全般に亘って最も制御可能性を有する当事者に責任を負わせる（場合によっては分担責任を負わせる）というEPRの考え方が他の商品にも広がる可能性は十分にある。現

に自動車について、ドイツで自主協定と法律の組み合わせによるメーカーの無料テークバックが実施に移され、EU全体でも廃自動車指令が最終段階を迎えている。こうした高額商品に対象が広がってくると、法的には内国民待遇を保証しても、事実上価格差が広がったり、或いはかなりの程度貿易制限的に働くこともあり得る。こうした場合には、個別の事情、市場の状況などを勘案して、個々に判断するしかないであろう。

TBT協定につき若干の補足をしておきたい。まず2条5項である。ここでは、他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある規制を立案・制定又は適用しようとする加盟国は、他の加盟国の要請に応じてその正当性を説明する義務を負う。また、2条9項では、関連する国際基準がない場合に、自国の規制が他の加盟国の貿易に著しい影響を与えるおそれがある時の、他の加盟国への事前通報義務（但し緊急時の例外規定あり）のほか、他の加盟国からの要請に応じてその意見を討議し、意見および討議の結果を考慮する義務を規定している。最近、わが国でもこの要件に合致する環境規制の通報を行っている。

#### 5、自動車燃費規制（トップランナー方式再論）

最後に、（EPR政策とは直接の関係はないが）米国・欧州から協議申し入れを受けている、自動車燃費に関するわが国トップランナー方式につき考えてみる。この規制に対しては米国からはTBT協定2条5項、欧州委員会からは同条9項4に基づき、それぞれ協議の申し入れがある。ここで考える必要があるのは、前に考察したCAFE規制はGATT3条（内国民待遇）を巡って争われた点である（GATT23条1項および2項による協議およびパネル設置申し入れ。なお、高燃費車税は規制ではなく税の問題なのでここでは省く）。ここでCAFE規制に関する欧州のクレームにつき再度整理すると、ここでは同じ燃費の国産車と輸入車という同種の製品間での差別が問題であった。これに対してトップランナー方式は、国産車、輸入車による取り扱いの区別は一切無く（同種の製品間での差別はなく）、重量毎の燃費規制となっている。こうした点からトップランナー方式についてはGATT3条による協議ではなく、TBTによる協議申し入れになったものと思われる。

それでは、トップランナー方式は温暖化防止という環境保護目的を達成するために必要である以上に貿易制限的になっているであろうか。また、規制しない場合のリスクはどの程度か。これがTBT協定2条2項の論点である。京都議定書は未発効であるとはいえ、わが国は温室効果ガス6%削減（2008年から2012年の年平均、1990年対比）を目指して種々対策をうちだしている。この目玉が省エネ法改正（その一環としてのトップランナー方式導入）と経団連の自主行動計画である。議定書では国内政策は各国の裁量に任されており、日本は直接規制と自主行動の組み合わせを選んだものである。議定書に署名をした以上、何らかの対策をとることは加盟国の義務ともいえ、ここでは対策を行わなかった場合のリスクを検討するまでもないが、仮に温暖化のリスクを考えると、この規制は（温暖化防止の目的達成にとり）不必要に貿易制限的とは考えられない。ここで見方

を変えて貿易への影響が少ない代替手段の有無で考えても、代替手段としては国内排出権取引か、炭素税位であろう。これらは政治的風土から考えて、現在の日本では実現可能性が著しく低い。このように考えると、トップランナー方式がTBT 2条違反とされる確率は極めて低いと考えられる。

以上EPR政策を中心に環境政策と貿易の関係を検討してきた。現在の日本の環境政策はGATT 20条、2条、TBT協定2条のいずれにも違反と認定されることはないと思われる。しかし今後温暖化を中心に各種政策が導入されることが十分予想される。こうした場合、常に貿易への影響を考慮すると共に、GATT・TBTへの通報を怠らず、外国政府から説明を要請されればきちんと説明することが肝要である。同時に、諸外国においても今後環境規制強化が続くことは確実である。日本としては相手国の法令が国際貿易にとっての不必要な障害になるかどうかにつき、不断の注意で見守ることが必要と考える。

## 資料1 TBT協定第2条 抜粋

### 強制規格及び任意規格

#### 第二条 強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用

中央政府機関に関し、

- 2.1 加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される産品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。
- 2.2 加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に、入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術又は産品の意図された最終用途を含む。
- 2.5 他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある強制規格を立案し、制定し又は適用しようとする加盟国は、他の加盟国の要請に応じ、2.2 から 2.4 までに規定する強制規格の正当性について説明する。強制規格が 2.2 の規定に明示的に示されたいずれかの正当な目的のため立案され、制定され又は適用され、かつ、関連する国際規格に適合している場合には、当該強制規格については、国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないとの推定（反証を許すもの）を行う。
- 2.9 関連する国際規格が存在しない場合又は強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、加盟国は、次の措置をとる。
  - 2.9.1 特定の強制規格を導入しようとしている旨を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように適当な早い段階で出版物に公告する。
  - 2.9.2 強制規格案が対象とする産品を、当該強制規格案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該強制規格案を修正すること及び意見を考慮することが可能な適当な早い段階で行う。
  - 2.9.3 要請に応じ、強制規格案の詳細又は写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、関連する国際規格と実質的に相違する部分を明示する。
  - 2.9.4 書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する

## 資料2 GATT 第三条 (まとめ) (条文そのものではない。かぎ括弧は筆者によるもの)

- ・ 1項：締約国は、「内国税および課徴金」、販売や輸送に関する「法令及び要件」、加工や使用に関する「数量規制」を、「国内生産に保護を与えるように」輸入産品または国内産品に適用してはならない。
- ・ 2項：
  - 1文…他の締約国に輸入されるものは、「同種の国内産品」に直接または間接に課されるいかなる種類の「内国税その他の内国税課徴金」を「こえる」内国税その他の課徴金を、「直接および間接」、課されることはない。
  - 2文…1文に定める原則に反するその他の方法で、「内国税その他の課徴金」を課してはならない。
- ・ 4項：他の締約国に輸入されるものは、その国内の販売や輸送などや使用に「関する」、すべての「法令および要件」に関し、「国内原産」の「同種の産品」に与えられる待遇より「不利でない」待遇を許与される

三項および五項以降は略

## 資料3 GATT 第20条 抜粋

## 第20条 (一般的例外)

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(b)人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(d)この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置

(e)有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

参考までに平成10-12年度厚生科学研究費補助金（研究課題名：「廃棄物の減量化およびリサイクル推進手法としてのEPR（拡大生産者責任）政策の費用効果分析および国際貿易への影響」）に関する研究発表実績は次の通り。

1、論文発表

山口光恒「わが国の廃棄物政策と拡大生産者責任（EPR）—OECDにおける論議を中心に—」三田学会雑誌92巻2号 1999年7月 慶應義塾経済学会

"Two important aspects to be clarified on the EPR Discussion at OECD"

A paper presented at the OECD Workshop, Paris, 4-7 May, 1999

2、学会発表

1999年9月の環境経済・政策学会において発表

テーマ：「OECDにおける拡大生産者責任とわが国の廃棄物政策」

3、その他（新聞寄稿）

「OECDの新廃棄物政策に注目を」 朝日新聞論壇 1999年4月6日